

## 大阪社会保障推進協議会との協議等議事録（要旨）

城東区役所 総務課（総合企画）

- 1 日 時 令和 7 年 2 月 27 日（木） 10：00～12：00
- 2 場 所 城東区役所 3 階 311～313 会議室
- 3 団 体 名 大阪社会保障推進協議会
- 4 協議等の趣旨 介護保険、医療、国民健康保険、健康診断、生活保護、保育・教育、民間団体が実施する生活支援、災害対策、区民施策についての要望
- 5 出 席 者  
（団体側）約 30 人  
（本 市）城東区役所 6 人

### 6 議 事

#### （１） 城東区役所生活支援担当の対応について

（団体要望概要）

- ① DV 被害を受け、うつ病で働けず、生活に困窮していた城東区の 20 代女性が、生活保護を再三にわたり申請したが、離婚していないことを理由に受けつけず、最終的に逃げ込んだ先で殺された事件について、改めて経緯を聞かせてください。
- ② この事件における生活支援担当の対応について、検証はどのように行っていますか。
- ③ 相談者数に対する申請数が少なすぎると感じるが、申請ののち保護に結びついているのは何件ありますか。
- ④ 生活保護は賃貸契約書がないと申請ができないのですか。
- ⑤ たとえ、生活保護申請の意思がないと判断したとしても、ほかの選択肢を模索するなど、親身になって相談に乗りましたか。

#### 【意見】

・多くの生活困窮者において、生活保護の申請は精神的ハードルが高く、敬遠されがちです。相当の決意をして区役所の窓口を訪れる市民に対して、申請の意思がなかったから帰らせるというのはおかしいのではないですか。

- ・城東区での生活保護行政において、回答書に記載のとおり親切な対応を強く要望します。

#### (本市説明概要)

- ① 今回のケースにおいて最終的な申請に至らなかったのは、本人が生活保護の申請の意思を示さなかったことが理由であり、離婚をしていないことを理由にして申請を受け付けなかったということはありません。窓口は何回か来ていただいており、困っていらっしゃることは承知していましたが、本人が申請書に記入いただかない限り、申請の意思は確認できず、なぜ記入しなかったのかはあくまでも本人の意思の問題になります。
- ② 担当内で本件の共有を行い、市民の方への丁寧な対応の必要性を再確認しています。
- ③ 大阪市ホームページにて公表されている、福祉事業統計集にて相談件数、申請件数、認定件数の記載があります。
- ④ 賃貸借契約書がないからと言って、申請ができないという説明はしておらず、本人に申請の意思がある場合は申請していただいています。ただ、住居を契約しているか確認のため、必要に応じて申請後に必要書類の提示を求めることがあります。
- ⑤ 今回のケースにおいて、面談記録からは生活保護以外の選択肢を提案するなどのやり取りは確認できませんでした。また、CW 本人からも聞き取りを行いました。時間が経過していたため詳細については記憶になかったようです。ご相談をお受けする際には、普段から市民の方に寄り添い、様々な選択肢を提案させていただいているところです。

## (2) 介護保険について

#### (団体要望概要)

- ① 介護認定において、要支援 1, 2 が減って要介護が増えています。私たちは、敬老バス乗車証の交付率を高めることで、高齢者が外出する機会が増え、結果的に要介護率が下がるのではないかと考えています。高齢者が社会参加できるような取り組みを行ってください。
- ② 訪問介護が減っていると耳にして、高い介護保険料を支払っていても、将来自分たちが使うことができるのか不安です。城東区内で訪問介護はどのくらい減少していますか。
- ③ 大阪市の来年度予算では、新たに特別養護老人ホームを作る経費が組み込まれていますが、既存の老人ホームに対して補助を行う方が現実的ではないでしょうか。

介護離職、介護難民の増加に歯止めをかける必要があり、これらの施策に対し、積極的に税金を投入するよう市に働きかけてください。

【意見】

・新たに始める補聴器補助について、条件が厳しいうえに補助額が低いです。最低5万円、できれば10万円の補聴器の補助を求めます。

(本市説明概要)

- ① 要介護の方が増加している背景としては、団塊の世代の方が後期高齢者層に入るとつれ急速に高齢化が進み、また単身高齢者層が増えている、昨今の社会状況からくるものと考えています。介護が必要な状況になれば、介護福祉サービスを受けていただき、住み慣れた地域で住み続けていただけるよう取り組んでいます。また、健康寿命の増進についても力を入れて取り組んでいます。
- ② 事業所の数に関しては局の所管となりますので、そちらで把握して対処してまいります。
- ③ 制度設計に関しましては、区としてお答えする立場にはありません。

(3) 医療、健康診断について

(団体要望概要)

- ① 高齢者以外に対しての健康診断の重要性を認識したうえで40歳以下の胃がん検診を復活させてください。また、がん検診の受診率の低下をどのように受け止めていますか。
- ② 受診率向上のため、受診券を申請制ではなく、対象者に対してはがき等で送付してください。
- ③ 生活保護受給者において、担当のケースワーカーは大阪市の検診を受診できるのか把握することが可能なのでしょうか。可能であれば、ケースワーカーから働きかけて受診率を向上してください。

【意見】

・検診において、若干でも負担金が発生するとなると、抵抗を持つ方もいるため、受診率の向上を目指すうえで検診の完全無料化を検討してください。

・自分の歯で食べることは認知症予防にも繋がり、体の健康にも繋がるため、介護の費用減少につながると考えています。歯科検診の促進に力を入れてください。

(本市説明概要)

- ① 依然として、新型コロナウイルス蔓延前の状況には戻り切っていない状況であると認識しています。また、受診率が極端に低い要因としては、全人口を母数として算出しており、会社や団体の検診を受けている人は含まれていないことが影響していると考えています。検診の重要性をしっかりと認識したうえで、受診率向上に取り組んでまいります。
- ② 個人の受診資格の有無につきましては、現時点において、それを全て把握した上で受診券を送付するという体制はとれておりません。
- ③ 生活保護受給者の受診資格の有無につきましては、大阪市以外で検診を受けているのか等、その都度調べて把握することはできますが、状況をリアルタイムで把握する体制は整っておりません。

#### (4) 国民健康保険について

##### (団体要望概要)

- ① 国民健康保険料の滞納処分において、なぜ城東区では他区と比較して差押さえの数が極めて多いのでしょうか。また、多くの差押さえをしている一方で、滞納処分の停止が少ない現状について、どのように捉えていますか。
- ② 他の市町村と比較して、大阪市では一部負担金の減免制度を利用している方が少ないですが、制度の周知不足ではないですか。
- ③ 国民健康保険の滞納処分において、不動産の差押さえは債権者の債権額及び執行費用を合わせた額を超える、超過差押さえになるのではないですか。

##### (本市説明概要)

- ① 国民健康保険の制度を維持していくうえで、保険料の負担においては公平性を確保していくことが非常に重要であり、適切な収納対策は、保険者として重要な責務です。基本的には、自主的な納付をしていただくということを基本に考えて対応しているところですが、それでも納付をしていただけない場合につきましては、事前に督促状を送るなど段階を経たうえで、差押さえ等の滞納処分を法令に基づき行っています。また、滞納処分の停止につきましても法令に基づいて、適切に措置をしておるところですのでご理解をいただきたいです。差押さえや滞納処分停止についての各区の実態を把握するためには、各区における財産状況調査の実施状況等、様々な要素を勘案する必要があります。単に滞納世帯が少ないから処分が少なくなる、という比例の関係にはないと考えています。
- ② 一部負担金の減免につきまして、大阪市のホームページで周知をしており、「大阪市の国民健康保険」へも掲載をしております。また、区役所内担当窓口2ヶ所に、ラミネートをしたものを設置して周知をしています。

- ③ 差押さえた時点で債権額を超過するかどうかというのは、不動産の場合、担保がついている場合があるため、評価金額が高くても抵当権者が第一優先になります。ただ債務がついている不動産というのは、換価する以前に債権の保全という目的があり、滞納保険料が時効を迎え、徴収できなくなる事態を防ぐために、差押さえた状態で時効を更新させるという目的もあります。不動産の場合、差押さえた後に債務がどれだけあるのか、別途調査を行ったうえで、その徴収の見込みがあるのかを判定して、ない場合は解除した上で、滞納処分停止という流れになります。

## (5) 保育、教育について

### (団体要望概要)

- ① 「子どもの生活に関する実態調査」を踏まえ、城東区の現状を把握したうえで、必要な施策を講じてください。また、必要に応じて市に施策化を求めてください。
- ② 5年前と比較して、最も困窮している若い世代、特に子育て世代において生活保護の利用が半減してるという指摘があります。生活に困窮している世帯に対して、区役所から自発的に、生活保護を含めた様々な支援を提案してください。

### (本市説明概要)

- ① 有識者の方からのご意見をいただいているなかで、子どもの食事、生活習慣の問題、就学援助や不登校の率が高くなっていることなどに対して、取り組んでいく必要性を認識しています。また、経済的貧困については「家計」の見直しが必要で、こどもにかかる窓口だけではなく、関連する他担当と連携しながら検討する必要があると考えています。
- ② 生活保護の申請において、区役所で拒んでいるのではないかと疑念を抱かれることはあってはならないことは、再度職員の中で認識しています。必要とされる方には当担当より生活保護をご案内しています。

## (6) 民間団体が実施する生活支援について

### (団体要望概要)

- ① 昨今の物価高の影響により、世代を問わず多くの世帯が困窮しており、食料無料市場の参加者は増加しています。区民センター等の場所を無償で提供いただく、保管期限の過ぎた災害備蓄品を提供いただくなど、この事業に対して、区役所からの支援をお願いします。

### (本市説明概要)

- ① 区民センターの利用につきましては、区民センターの定める利用規定に則って運営していますので、区役所から無償で提供するなどの対応はできません。生活困窮にかかることにつきましては、19番窓口の自立相談支援窓口での相談を通じて支援をしています。また、現在、区役所3階には臨時給付金に向けた窓口臨時特設窓口を設けています。

## (7) 災害対策について

### (団体要望概要)

- ① 避難所に関して、居住スペースをはじめ、トイレや空調などが依然として劣悪な環境です。今後、どのように改善していく計画ですか。
- ② 女性目線の避難所運営に向けて取り組んでください。

### 【意見】

- ・小学校の統廃合については、避難所運営に影響が出ることから、白紙撤回してください。
- ・避難所に指定されている小学校のトイレにおいて、においがひどいという話を聞いています。日ごろから衛生管理をしてください。

### (本市説明概要)

- ① 避難所のトイレに関しまして、小中学校における既存のトイレだけでは足りない部分については、簡易式トイレなどで対応する計画です。空調設備の部分については、教育委員会及び危機管理室で取りまとめています。居住スペースは当初は雑魚寝になってしまうと想定されますが、落ち着いてきましたら一定のエリアを区切って、対応していく必要性については認識されており、現在検討中です。
- ② 各避難所を開設していただく自主防災組織の方々には、女性目線の視点を取り入れながら、避難所運営をしていただけるような形でお願いしており、必要に応じて区役所からアドバイスをさせていただきながら、進めているところです。